

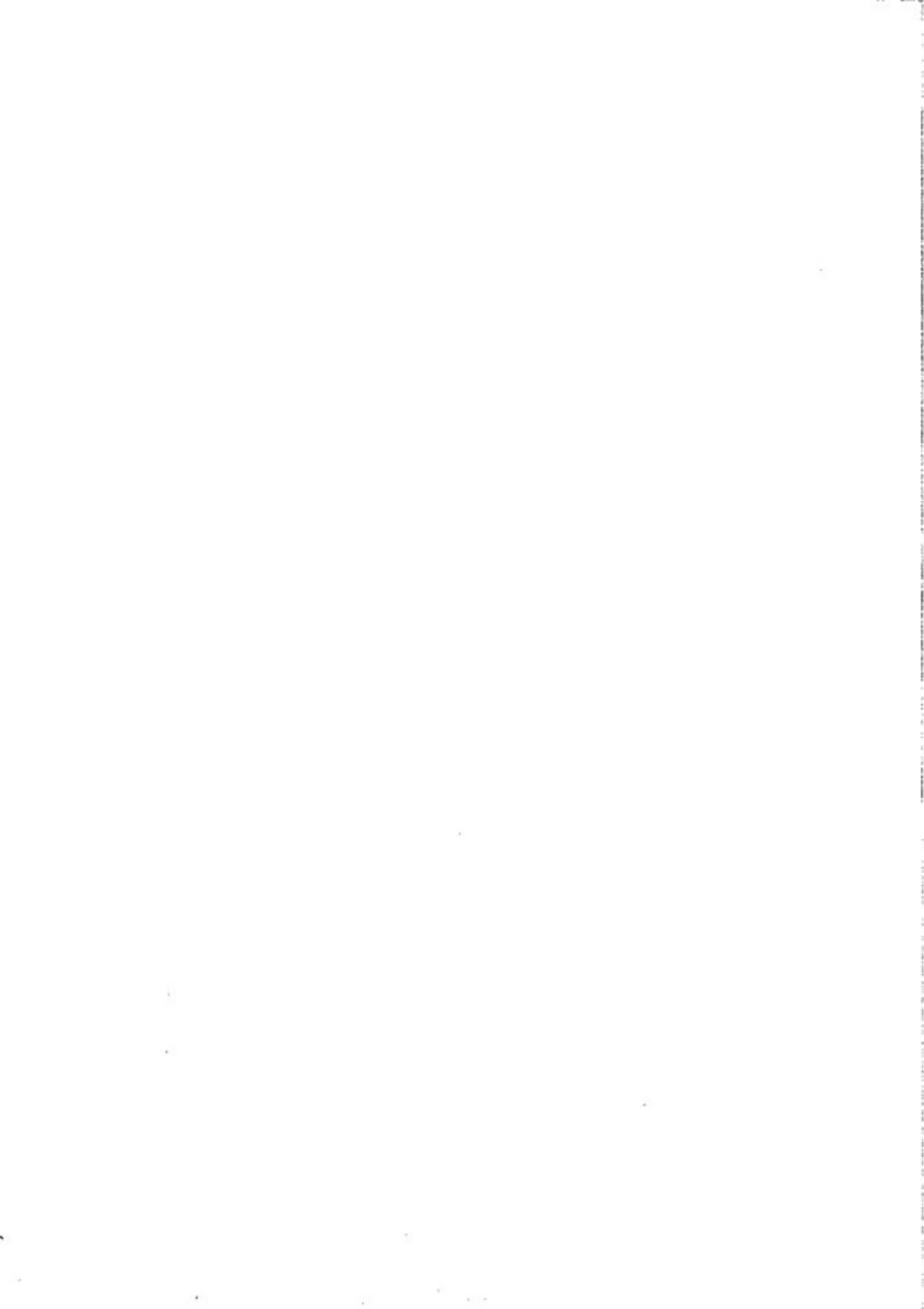
# 豊中・古池遺跡

発掘調査概報

その I

豊中・古池遺跡調査会

1973. 12



## 例 言

1. 本書は、泉大津市が豊中地区に於いて行なう、泉大津・和泉都市計画事業第二阪和国道豊中土地区画整理事業の昭和48年度実施箇所の範囲確認調査の報告書である。

2. 調査は、豊中・古池遺跡調査会が土地区画整理事業実施者より委託されて、昭和48年11月15日より着手し、トレンチを31箇所に穿ち、12月28日に終了した。

3. 本調査にあたって、区画整理事務所の高岡所長をはじめ、全職員の方々の御援助を得たことを感謝します。

## 蒼　氓　の　跡

泉大津市の東辺、穴師神社の東600mの地区。「字豊中」。

第2阪和国道建設工事にかかる区画整理の必要から、本市教育委員会は、大阪府教育委員会指導のもとに、昭和48年11月15日より試掘調査をはじめた。

当初31箇所の試掘点を設定し調査を開始した。当地区は豊中遺跡の一部と推定されていたが試掘の結果、古墳時代以降と推考される土師器・須恵器の破片が多数出土し、同年12月28日まで約1箇月半を費して地域全体が遺物包含層であることを確認して、この作業を完了した。

ここに集録したものは、その出土した遺物やピット（遺構）等の記録である。

我々の住む市域の一部に先人の文化的・歴史物遺物が数多く眠っている現実を見る時、この周辺一帯（豊中遺跡）の発掘は我々住民の財産を守り、未来へ引き継ぐ義務を感じさせるものである。この刊行が今後の文化財保護行政が更に推進される契機ともなればと念願するものである。

本試掘に当り、井藤・坂口両氏の努力と関係者のご苦労に対し感謝の意を表するものである。

豊中・古池遺跡調査会

理事長　土　屋　英　六

## 第1章 経過

大阪・和歌山を結ぶ主要道路国道26号線は、著じるしい交通量の増加を示し、マヒ状態にあるため、建設省による第2阪和国道の計画が、万博関連事業として昭和40年になされた。その予定ルートには、数多くの遺跡がかかるため、工事着工に先立って各所で発掘調査が行なわれた。和泉市池上町には、池上弥生式遺跡が存在するため、昭和44年2月～昭和46年9月にかけて、第2阪和国道内遺跡調査会によって調査が実施された。その結果、貴重な資料が得られ、あらためてその遺跡の重要性が認識された。

泉大津市もその東部の水田地帯、すなわち池上町の南側を路線が通過することになり、それに伴う「泉大津・和泉都市計画事業第二阪和国道豊中土地区画整理事業」が昭和40年5月に計画され、同年10月に事業認可された。ここに区画整理事業が、第2阪和国道をはさむ両側に行なわれるようになった。

当該地域には、土師器・須恵器等の破片が散布しており、北には池上遺跡、南には古池北及び古池遺跡が隣接し、近くには和泉国府跡があることから、弥生時代～古墳時代以降の集落跡が存在すると考えられ、発掘調査の必要が生じた。泉大津市教育委員会は、大阪府教育委員会文化財保護課と協議の結果、調査会を設立し調査にあたることになり、昭和48年10月30日に、豊中・古池遺跡調査会が発足し、同年11月1日区画整理事業施行者、茶谷徳松泉大津市長との間に契約が締結され、調査を委託された。

今回の調査は、区画整理事業の昭和48年度実施計画箇所の、第Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ工区に於いて範囲確認のための試掘調査となり、昭和48年11月15日より12月28日までの期間で行なった。なお途中12月22日、調査会の理事会が行なわれ、調査部より中間報告を発表し、今後引き続いて調査を行なう必要があることを説明した。

調査は大阪府教育委員会文化財保護課技師井藤徹、泉大津市教育委員会社会教育課坂口昌男が担当し、佐藤正則君、辻本二千君、尾野幸雄君、森茂君らの協力を得た。又測量にあたっては、府立泉大津高等学校地歴部々員の手を煩らわした。記して感謝する次第である。

## 第2章 調査の方法

区画整理地区内に於ける範囲確認は、バックホーによる機械掘削で、道路予定地内 81箇所にトレント調査を行なった。すなわちトレント No.1～No.16 は、第2阪和国道の東側で泉大津中央線の北側に、長さ 5m、巾 1m50、深さ 1m50、No.17～27 は、第2阪和国道の西側で泉大津中央線の北側に、長さ 8m、巾 1m50、深さ 1m50、No.28～No.31 は、第2阪和国道の西側で泉大津中央線の南側に、長さ 5m、巾 5m、深さ 2m の規模で、長軸をほぼ東西方向にとった。バックホーによる掘削の後、トレントの南側壁面を人力によって削り、断面実測及び写真撮影を行なった。

## 第3章 調査概要

### No.1

長さ 5m20、深さ 1m20、巾 1m50 の規模である。

表土より約 20cm 下（標高 14m50）に厚さ約 10cm の灰黄色粘土が存在し、土師器を包含する。その下に、灰褐色粘土層、暗褐色粘土層、黄褐色粘土層が続き、いずれの層にも遺物は見られなかった。

### No.2

長さ 5m、深さ 1m20、巾 1m50 の規模である。

表土より約 20cm 下（標高 14m80）に厚さ約 20cm の灰黄色砂質土が存在し、土師器を包含する。その下に黄褐色粘土層、暗褐色粘土層、灰褐色粘土層が続く。

### No.3

長さ 5m、深さ 1m50、巾 1m50 の規模である。

表土より約 20cm 下（標高 15m）に厚さ 15cm の灰褐色砂質土が存在し、

土師器を包含する。その下に礫層及び砂礫層が続いている。

No. 4

長さ 4 m 8 0 、深さ 1 m 2 0 、巾 1 m 5 0 の規模である。

表土より約 1 0 cm 下（標高 1 4 m 6 5 ）に厚さ約 2 0 cm の灰黄色土が存在し、土師器を包含する。その下に黒褐色土層、茶褐色土層、茶褐色砂質土層及び砂礫層が続く。

No. 5

長さ 5 m 、深さ 1 m 3 0 、巾 1 m 5 0 の規模である。

表土より約 8 0 cm 下（標高 1 5 m 3 0 ）に厚さ約 1 5 cm の礫混り灰色粘質土が存在し、土師器を包含する。その下層の黄褐色粘質土に巾 2 0 cm 、深さ 2 0 cm と、巾 1 5 cm 、深さ 1 5 cm の灰褐色粘質土のはいったピットが見られた。その下に灰黄色粘質土層、灰褐色粘土層等が続く。

No. 6

長さ 4 m 6 0 、深さ 1 m 4 0 、巾 1 m 5 0 の規模である。

表土より約 2 0 cm 下（標高 1 5 m 2 0 ）に厚さ約 1 5 cm の灰黄色土が存在し、土師器を包含する。その下に黄褐色粘質土層、暗褐色粘質土層、黒褐色粘土層が続く。

No. 7

長さ 4 m 6 0 、深さ 1 m 5 0 、巾 1 m 5 0 の規模である。

表土より約 2 0 cm 下（標高 1 4 m 7 0 ）に厚さ約 2 0 cm の灰黄色土が存在し、土師器を包含する。その下に灰茶色土層、灰褐色土層、黄茶色土層が続く。

No. 8

長さ 4 m 5 0 、深さ 1 m 2 0 、巾 1 m 5 0 の規模である。

表土より約 4 0 cm 下（標高 1 4 m 4 0 ）の黒褐色土の上面より、巾 4 0 cm 、

深さ 4.0 cm の灰褐色土のはいったピットが認められた。その下の砂礫層及び砂層が続く。

No. 9

長さ 4 m 4.0、深さ 1 m 4.0、巾 1 m 5.0 の規模である。

表土より 2.5 cm 下（標高 14 m 7.5）に厚さ約 2.0 cm の灰褐色粘質土が存在する。この層は遺物包含層と思われる。その下に灰褐色砂質土層、砂層及び砂礫層が厚く堆積している。

No. 10

長さ 4 m 2.0、深さ 1 m 4.0、巾 1 m 5.0 の規模である。

表土より約 2.5 cm 下（標高 14 m 4.0）に厚さ約 1.0 cm の灰黄色土が存在し、土師器を包含する。その下に黄褐色粘質土層、黒褐色砂質土層、灰色砂層及び灰褐色砂質土層、砂利層が続く。

No. 11

長さ 5 m、深さ 1 m 6.0、巾 1 m 5.0 の規模である。

表土より約 3.5 cm 下（標高 14 m 7.0）に厚さ約 2.0 cm の灰黄色土が存在し、土師器を包含する。その下に黄褐色粘質土層、暗褐色粘土層、黄褐色粘土層、灰色砂礫層が続く。

No. 12

長さ 5 m、深さ 1 m 8.0、巾 1 m 5.0 の規模である。

表土より約 1.0 cm ~ 3.0 cm 下（標高 15 m）に厚さ 1.0 cm ~ 3.0 cm の灰黄色土が存在し、土師器を包含する。その下に黒褐色土層、灰黄色砂質土層、茶褐色土層、灰褐色砂質土層、暗茶色粘土層、黒褐色粘土層が続く。

No. 13

長さ 4 m 6.0、深さ 1 m 4.0、巾 1 m 5.0 の規模である。

表土より約25cm下(標高14m25)に厚さ約10cmの黄灰色砂質土と、その下に黄色土層をはさんで、表土より約45cm下(標高14m05)に厚さ約5cmの黒褐色土及び表土より約50cm下(標高14m)に厚さ約30cmの灰黄色砂質土が存在しそれぞれ土師器を包含する。その下に厚く砂礫層が続く。

No.14

長さ5m、深さ1m60、巾1m50の規模である。

表土より約40cm下(標高18m85)に厚さ約10cmの黄灰色土と、その下層(標高18m75)に厚さ約10cmの灰色粘質土が存在し、それに土師器を包含する。その下に灰褐色粘質土層、茶褐色粘質土層、黄褐色粘質土層、黄褐色砂質土層が続く。

No.16

長さ5m、深さ1m80、巾1m50の規模である。

表土より約10cm下(標高18m90)に厚さ約20cmの灰褐色土が存在し、遺物包含層と思われる。その下に灰色粘質土層、灰黄色砂質土層、灰黑色砂層、灰黑色礫層、灰黑色砂層が続く。

No.17

長さ3m20、深さ1m40、巾1m50の規模である。

表土より約10cm下(標高18m20)に厚さ約15cmの灰黄色土(床土を含む)が存在し、須恵器を包含する。その下に黒褐色土層、黄褐色土層、黄灰色砂質土層、灰黑色砂層、灰色砂礫層、礫層が続く。

No.18

長さ3m、深さ1m50、巾1m50の規模である。

表土より約30cm下(標高12m80)に厚さ約20cm~30cmの黄灰色粘質土が存在し、この層を含む上層には、土師器・須恵器を包含する。下層は砂質土が複雑に堆積し、その下に礫が厚く存在する。

No. 19

長さ 3m 10、深さ 1m 50、巾 1m 50 の規模である。

表土より約 15cm 下（標高 12m 70）に厚さ約 15cm の灰黄色土（床土を含む）が存在し、遺物包含層と思われる。その下に黄褐色土層、褐色礫層、灰褐色砂層、灰色礫層、灰色砂層、灰色礫層が続く。

No. 20

長さ 3m 20、深さ 1m 60、巾 1m 50 の規模である。

表土より約 25cm 下（標高 12m 95）に厚さ約 20cm の黄灰色土が存在し、底面に土師器が見られた。その下に灰色粘質土層、灰黑色粘質土層、黄灰色粘質土層、礫層、灰色粘砂土層、灰黑色粘土層が続く。

No. 21

長さ 3m 40、深さ 1m 50、巾 1m 50 の規模である。

表土より約 25cm 下（標高 12m 75）に厚さ約 5cm の黄灰色土が存在し、遺物包含層と思われる。その下に、東から西の方へ低くなる黄色粘質土層、灰色砂質土層、灰茶色砂質土層、灰色砂層、礫層が続く。

No. 22

長さ 3m 60、深さ 1m 40、巾 1m 50 の規模である。

表土より約 25cm ~ 30cm 下（標高 12m 30）に厚さ 10cm ~ 20cm の黄灰色土と、その下に黄褐色土層、灰褐色土層をはさんで、厚さ約 20cm の黒褐色粘質土（標高 12m）が存在し、土師器を包含する。その下は、灰褐色粘質土層、黄灰色粘質土層、灰黄色砂質土層、灰黑色砂層、礫層が続く。

No. 23

長さ 3m、深さ 1m 50、巾 1m 50 の規模である。

表土より約 30cm 下（標高 11m 95）に厚さ 10cm の黄灰色砂質土が存在し、遺物包含層と思われる。その下に黄灰色土層、小礫混り褐色土層、暗褐色

土層、灰褐色土層、黃灰色粘質土層、灰黃色粘質土層、灰黃色砂質土層が続く。

No.24

長さ3m60、深さ1m60、巾1m50の規模である。

表土より約25cm下(標高11m65)に厚さ約18cmの灰黃色砂質土が存在し、土師器を包含する。その下に黃灰色粘質土層、灰褐色粘質土層、黒褐色粘質土層、灰黃色砂質土層が続く。

No.25

長さ2m60、深さ1m60、巾1m50の規模である。

表土より約70cm下(標高13m20)に大きな落ち込みがあり、厚さ25cmの小礫混り黃褐色土がはいっている。その下に厚さ約20cmの小礫混り茶褐色土、40cmの暗灰色粘土があり、黃灰色砂質土層に切り込んでいる。暗灰色粘土の中には木片が見られた。この遺構は反対側の壁面(北側壁)には見られなかった。

No.26

長さ3m20、深さ1m80、巾1m50の規模である。

表土より約70cm下(標高12m80)に厚さ約25cmの灰黃色粘砂土が存在し、土師器を包含する。その下に褐色砂利層、褐色砂層が続く。

No.27

長さ3m40、深さ1m50、巾1m50の規模である。

表土より約45cm下(標高12m90)に厚さ約80cmの砂礫混り黄色土が東隅に大ピットのようにはいっていたが反対壁(北側壁)には存在しなかった。

No.28

長さ5m、深さ1m90、巾5mの規模である。

表土より約20cm下(標高13m55)すなわち床土の下より、黃褐色砂利

層、暗灰色砂利層、暗茶灰色砂利層、灰褐色砂利層、暗灰色砂利層が見られた。

#### No.29

長さ5m、深さ1m80、巾5mの規模である。

表土より約20cm下(標高18m15)に厚さ約55cmの灰茶色砂質粘土層が存在し、土師器、須恵器及び瓦器が出土した。その下に灰色砂質粘土層、茶褐色粘土層、灰黒色砂質粘土層、灰黒色砂層が続く。

#### No.30

長さ5m、深さ2m、巾5mの規模である。

表土より約20cm下(標高18m50)に厚さ約40cmの茶褐色疊混り粘質土が存在し、土師器、瓦器を包含する。又表土より約75cm下の灰茶色砂層に曲物が発見された。

#### No.31

長さ5m、深さ1m80、巾5mの規模である。

表土より約80cm下(標高12m80)に厚さ約20cmの黄灰色砂質土が存在し、須恵器を包含する。耕土の下部より攪乱された灰褐色砂質土がある。その底部より深さ60cm、巾85cmのピットがあり、灰色砂質土層、灰茶色砂質粘土層、黄灰色砂質土層、茶色砂質土層、黄茶色砂質土層を切っている。

## 第4章 遺 物

トレンチNo.29、No.30に於いて顕著に遺物が出土した。それらを整理するところとなる。全てが破片で完型品に近いものはなかった。

遺 物 表

	種類	トレンチ No. 29	トレンチ No. 30
土師器	小型壺口縁	3	6
	〃 腸部	35	數 10 点
須恵器	壺口縁部		1
	杯	5	2
	杯蓋	2	4
	高杯脚部	1	
	甕脚部	2	7
	壺脚部		10
	器台脚部		1

## 第 5 章 ま と め

区画整理地域に隣接する所には、従来知られていた遺跡の他、第2阪和国道内の調査によって存在が確認された遺跡等が所在する。今回の調査に於いても、遺物の包含層が全体にわたって見いだされた。

トレンチは街路予定部分の路線内に掘削して、断面観察を行なった。各トレンチ箇所の標高を見ると、北及び西に行くほど低くなってしまっており、海拔12m~15mの間に位置している。すなわち比高差は8mである。

遺物は、耕土・床土の下の黄灰色土層に土師器・須恵器等が含まれていたが、とりわけNo.25、No.29、No.30からは多數出土し、瓦器片も発見された。No.25、No.31にはピットが見られ、No.30からは井戸枠と思われる曲物も掘り出されたが、掘削の際に破損してしまった。No.31の西方には「大福寺」という小字名が残っているところから、この付近は寺院跡かもしくは、その周辺と思われる。以前に平安時代の瓦が付近から出土していることも、そのことを実証している。

今回の調査から判断して、No.25～No.31を含む範囲は精細なる調査が必要である。その他の箇所に関しては明確な遺構は見いだせなかったが、今後の調査によっては発見されるであろう。

## 第 6 章 豊中・古池遺跡調査会規約

### (目的及び名称)

第1条 豊中土地区画整理地内における遺跡範囲確認調査及び発掘調査をするために、豊中、古池遺跡調査会（以下調査会といふ）を泉大津市教育委員会事務局に設置する。

### (役員)

第2条 調査会に理事長、理事、監事をおく。

2 理事長は泉大津市教育委員会教育長があたる。

3 理事は若干名を関係行政機関職員の中から理事長が委嘱する。

4 監事は2名を理事長が委嘱する。

### (理事長)

第3条 理事長は調査会を代表し会務を総理する。

2 理事長に事故あるときは理事長が、あらかじめ指名する理事がその職務を代行する。

### (理事会の構成及び任務)

第4条 理事会は理事長並びに理事で構成し、次の事項を審議決定する。

1 調査の受託に関すること。

2 調査方針並びに調査に必要な事項に関すること。

3 調査会の予算及び決算に関すること。

4 規約改正に関すること。

5 その他必要事項

### (理事会の召集)

第5条 理事会は理事長が召集するものとする。

2 理事会は理事総数の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 理事会の議事は出席理事の過半数で決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。

### (監事)

第6条 監事は調査会の会計を監査する。

(事務局)

第7条 調査会に事務局をおく。

2 事務局に事務局長、事務職員、調査部長等必要な職員をおく。

(経費)

第8条 調査会に関する経費は、泉大津・和泉都市計画事業第2阪和国道豊中土地区画整理事業委託金をもってこれにあたる。

2 調査会の会計年度は4月1日に始り、翌年3月31日に終るものとする。

(報酬及び費用弁償)

第9条 役員の報酬は無給とし、費用弁償については別途に定める。

(収支決算及び調査概要書)

第10条 理事長は年度終了2カ月以内に収支決算書及び調査概要書を作成し、監事の意見をつけて、泉大津市に報告するものとする。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののはか、調査会の運営に關し、必要な事項は理事会で定める。

付 則

この規約は昭和48年10月30日から施行する。

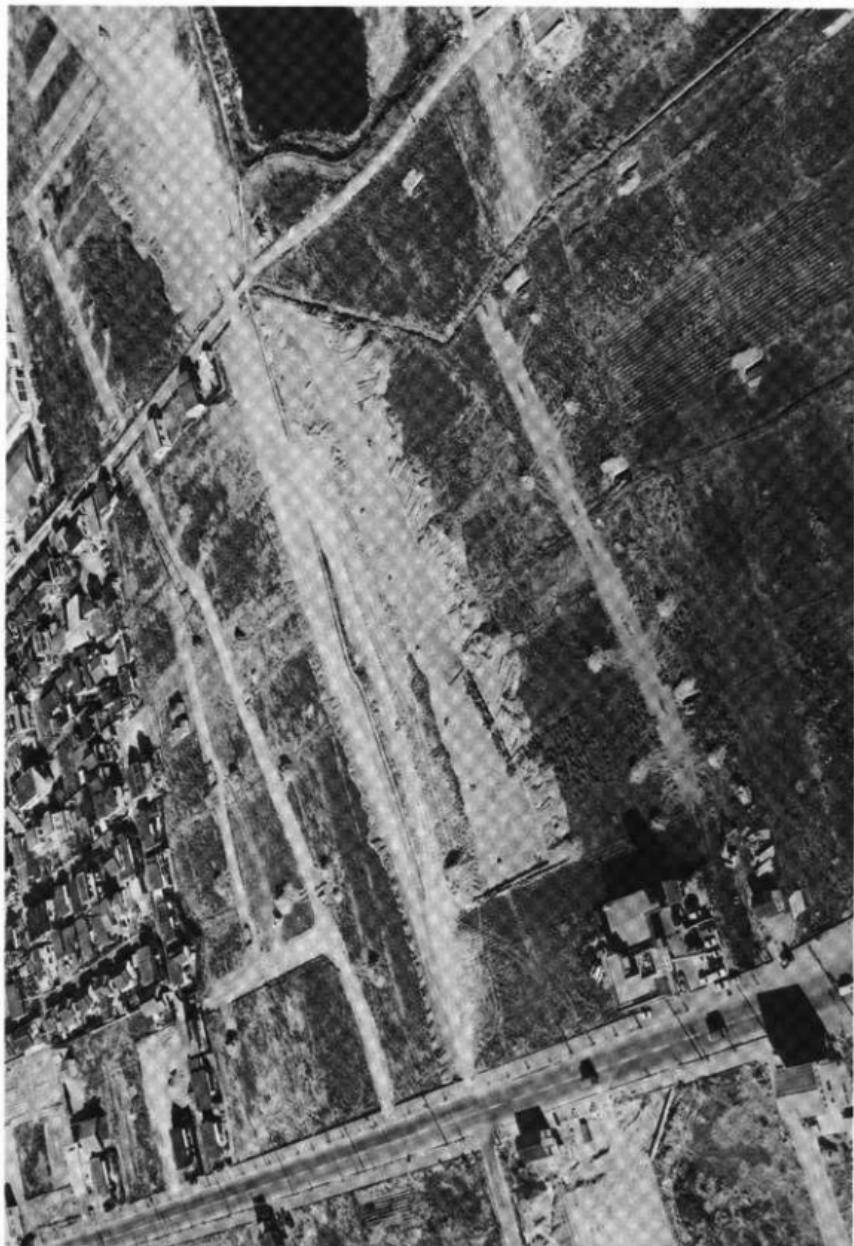
## 豊中・古池遺跡調査会 役員名簿

理 事 長	土 屋 英 六	( 泉大津市教育委員会教育長 )
理 事	葛 城 邦 夫	( 泉大津市教育委員会教育次長 )
	有 本 淳 一	( 大阪府教育委員会文化財保護課長 )
	藤 沢 一 夫	( 大阪府文化財専門委員 )
	細 見 亮 一	( 泉大津市文化財保護委員長 )
	河 野 康 慶	( 大阪府文化財愛護推進委員 )
	坂 口 通 浩	( 大阪府文化財愛護推進委員 )
	本 田 信 治	( 泉大津市建設部次長 )
	藤 原 勇 三	( 泉大津市教育委員会社会教育課長 )
理 事	田 仲 政 雄	( 泉大津市会計課長 )
	田 中 庸 雄	( 泉大津市監査委員事務局長 )
事 務 局 長	西 本 永 憲	( 泉大津市教育委員会社会教育課参事 )
調 査 部 長	井 藤 徹	( 大阪府教育委員会文化財保護課技師 )
調 査 主 任	坂 口 昌 男	( 泉大津市教育委員会社会教育課 )

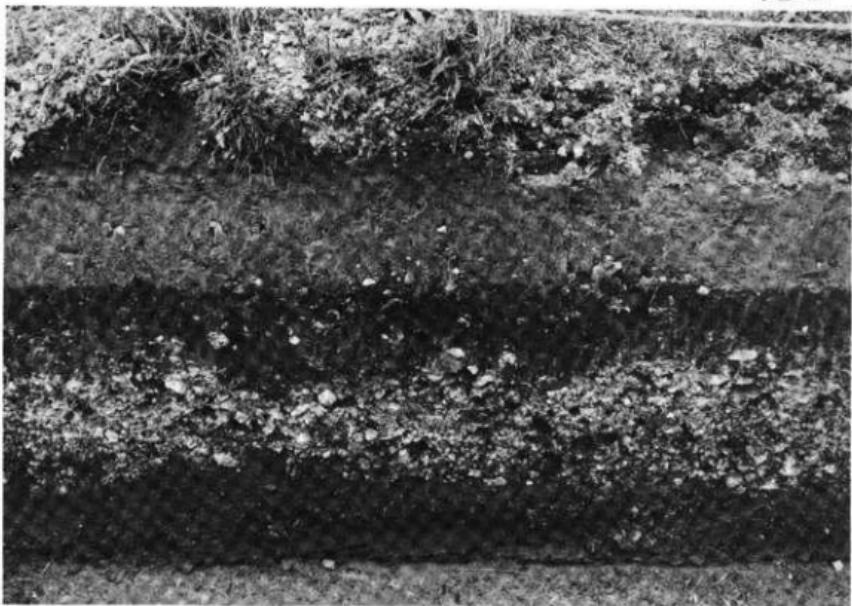
図 版



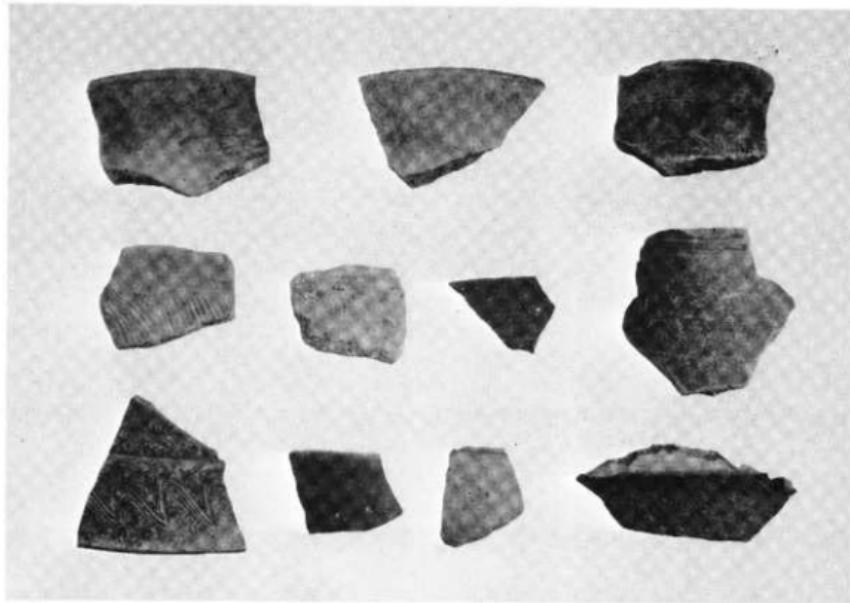
付近図及びトレンチ位置図



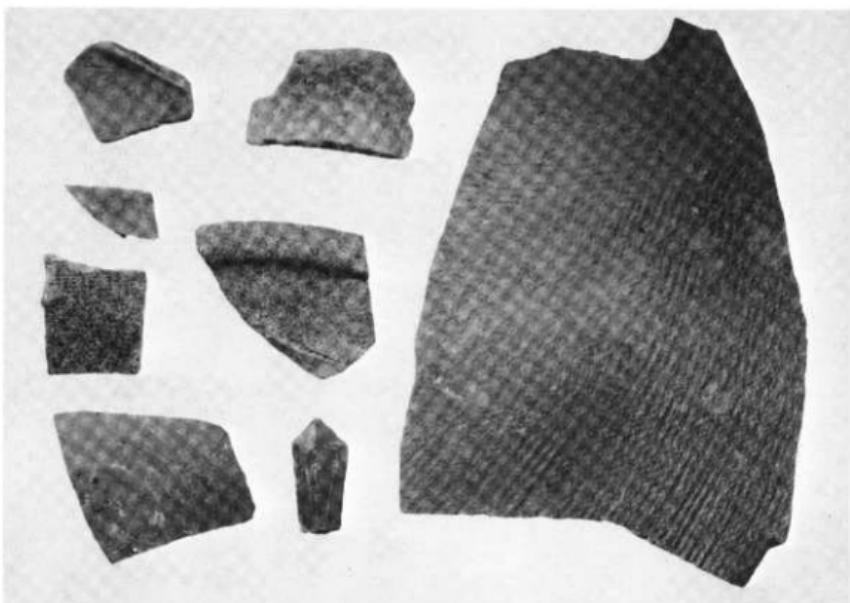
航空写真



トレンチ断面写真

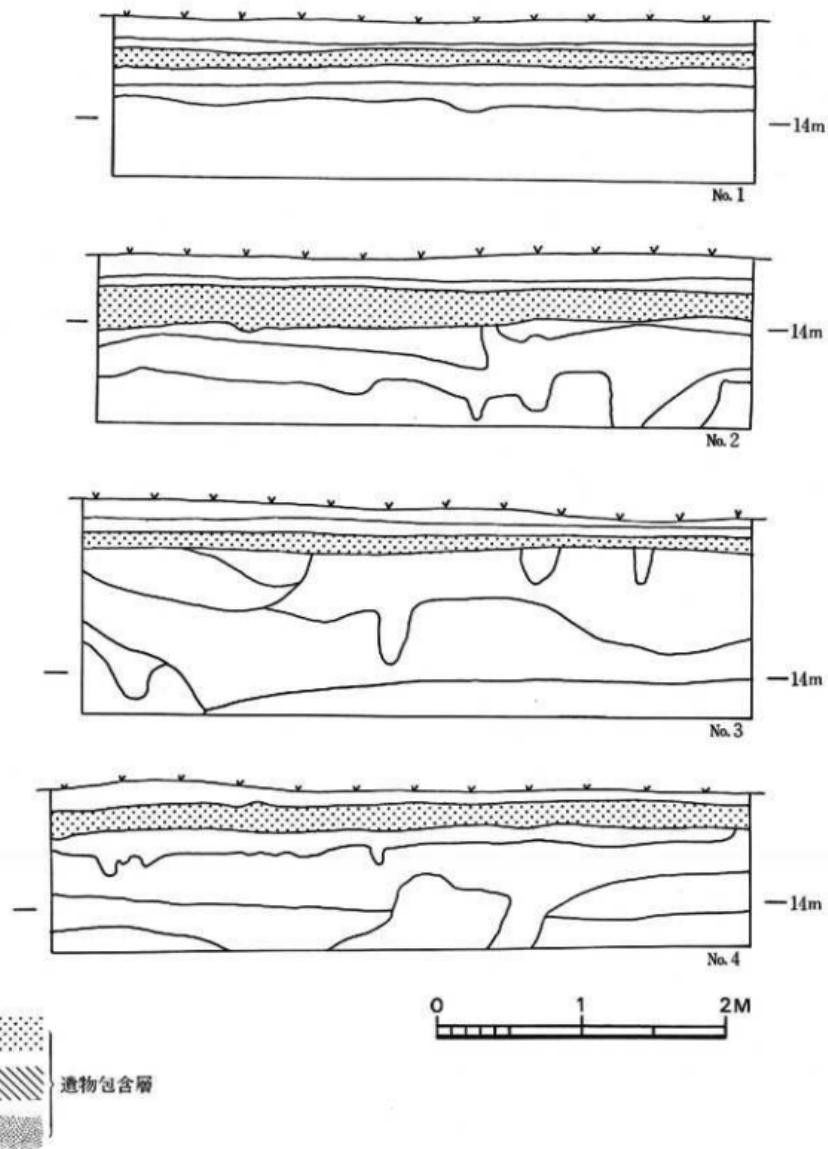


No.29



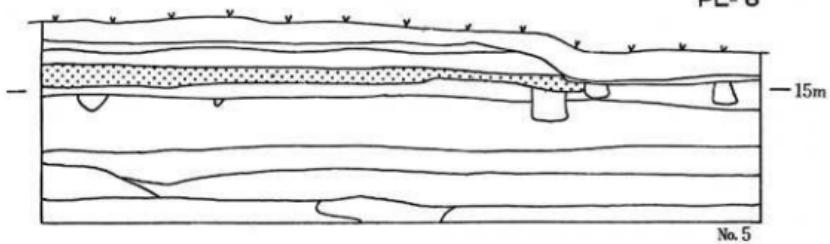
出土土器写真

No.30

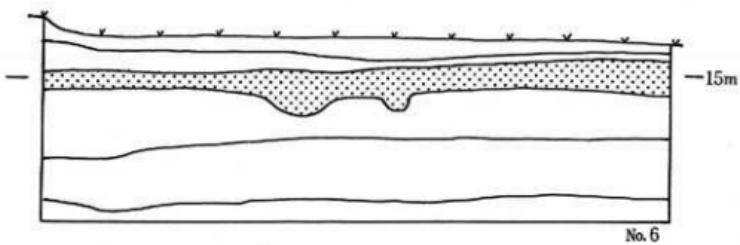


各試掘場土層断面図

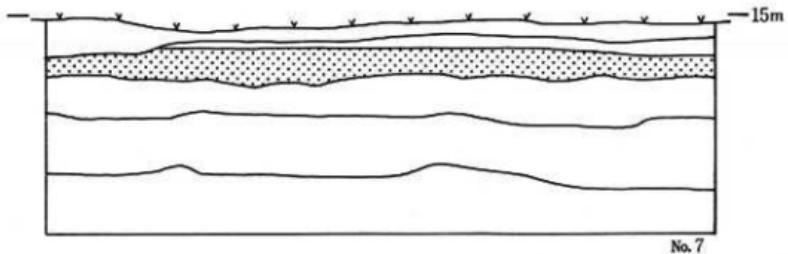
PL-6



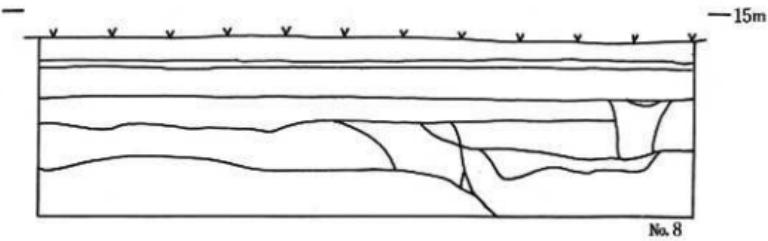
No. 5



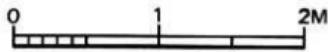
No. 6



No. 7

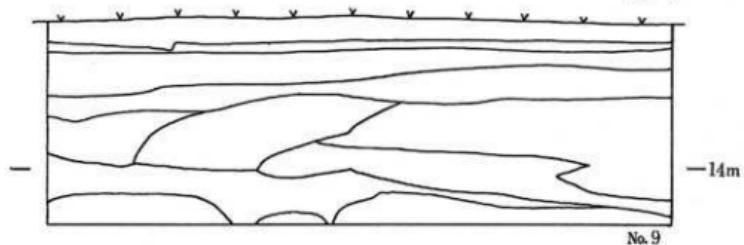


No. 8

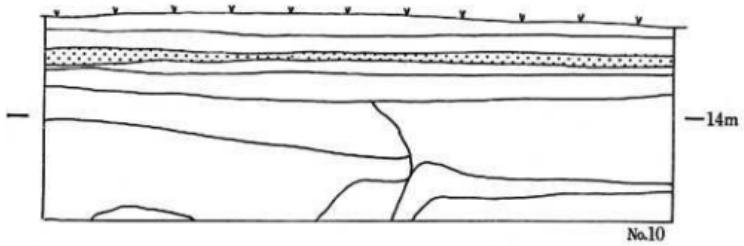


各試掘場土層断面図

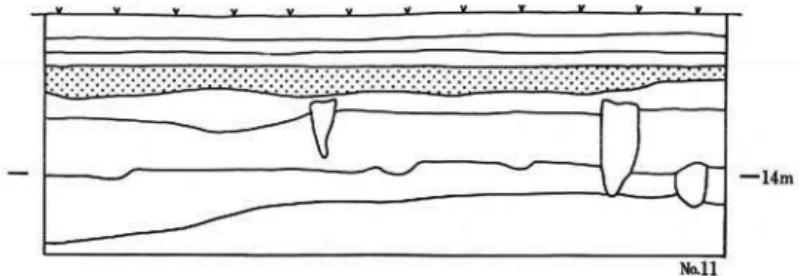
PL-7



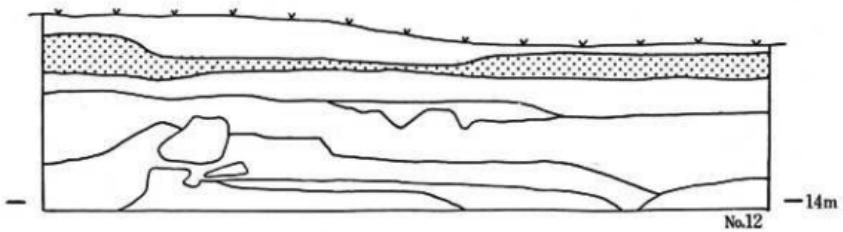
-14m



-14m



-14m

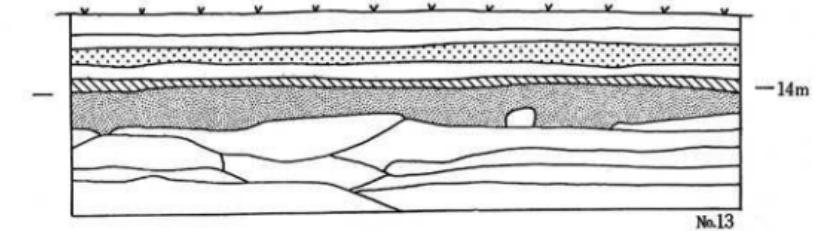


-14m

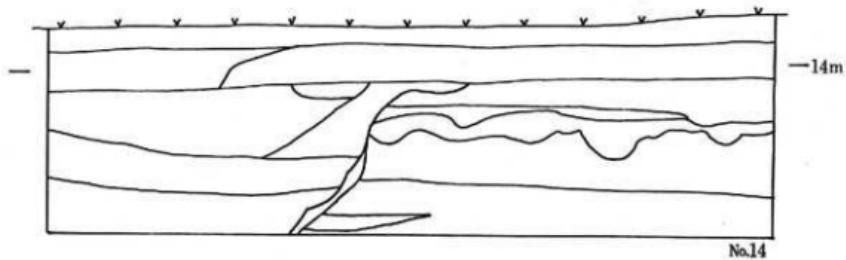


各試掘場土層断面図

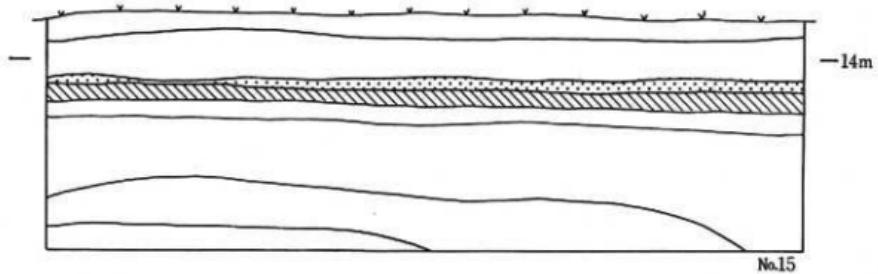
PL-8



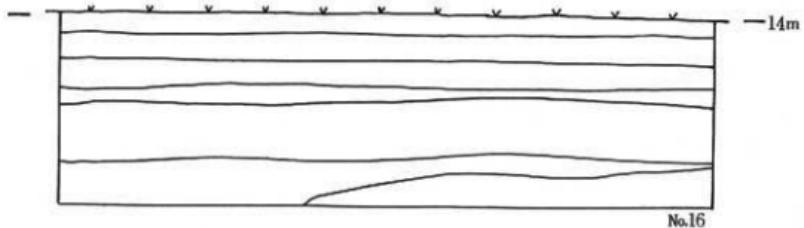
No.13



No.14



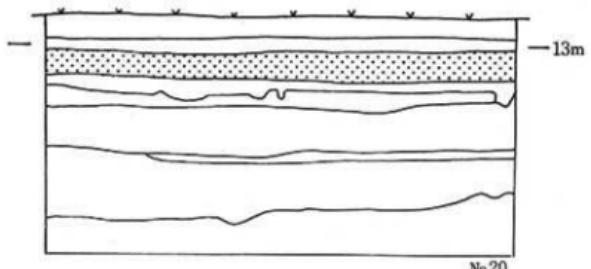
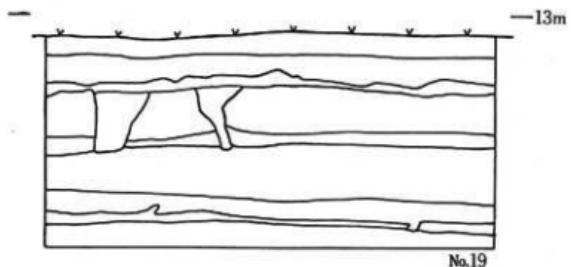
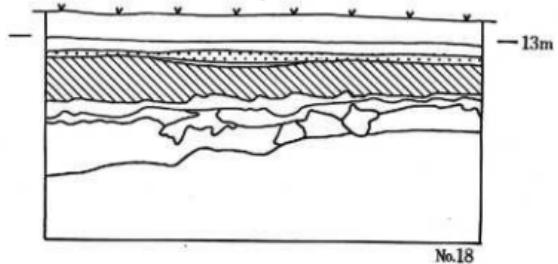
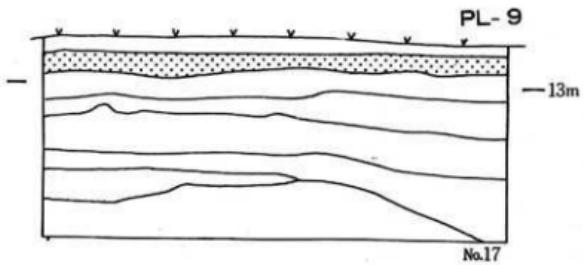
No.15



No.16

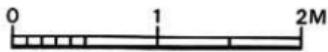
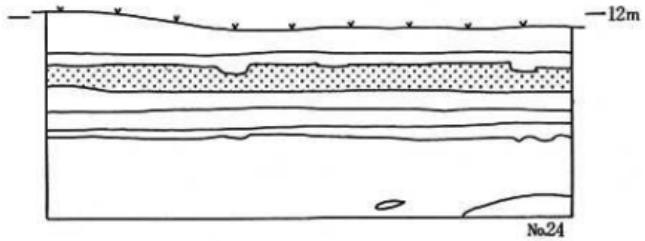
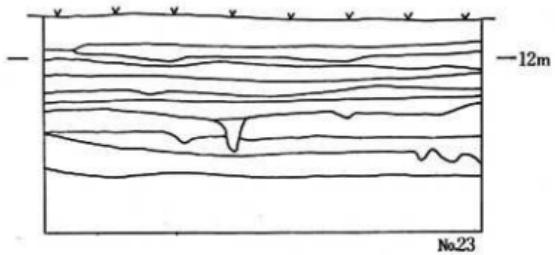
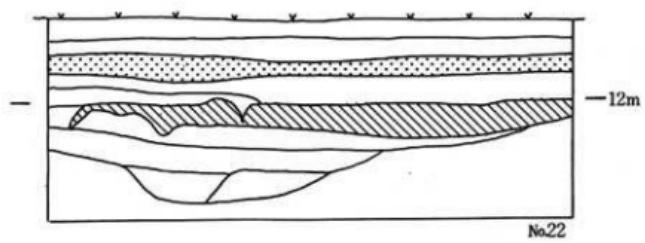
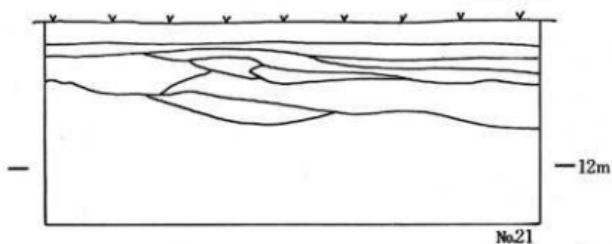


各試掘壤土層断面図

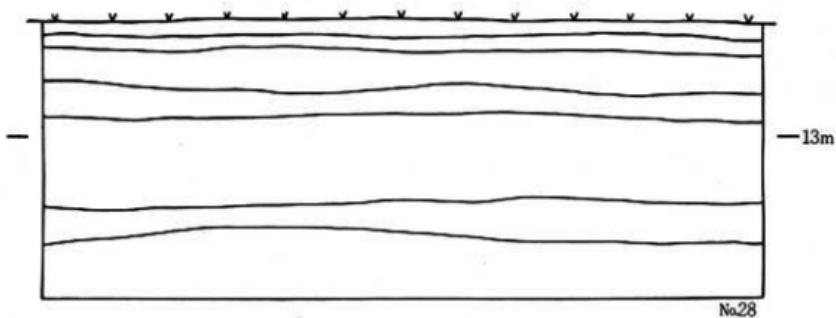
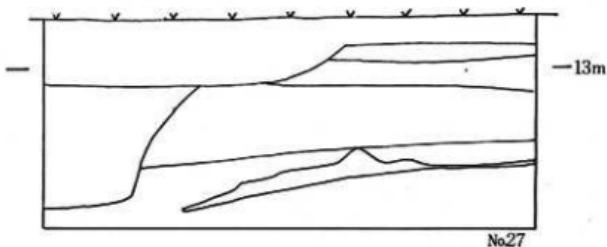
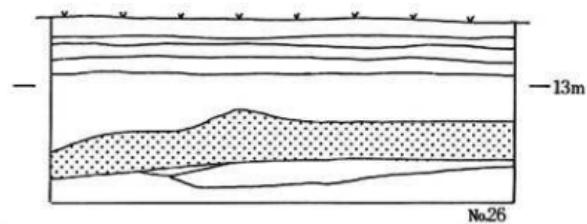
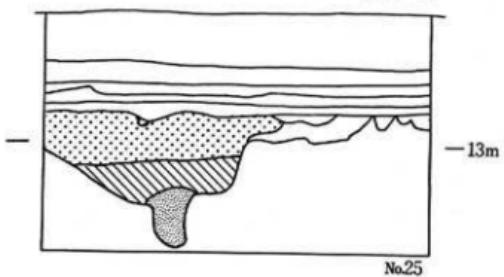


各試掘壤土層断面図

PL-10

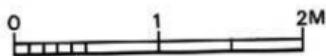
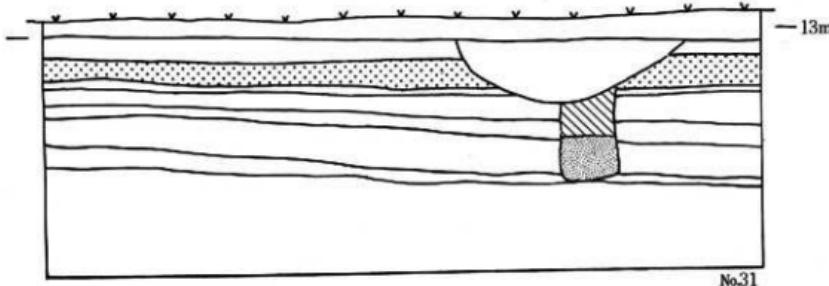
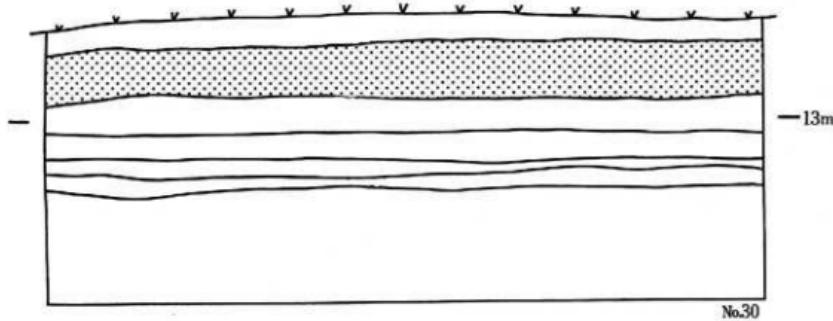
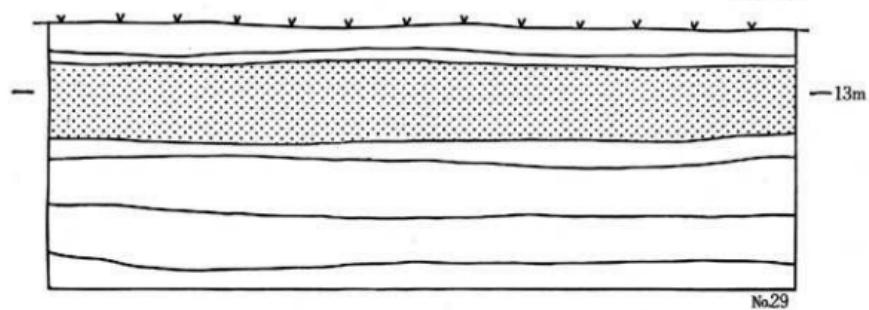


各試掘場土層断面図

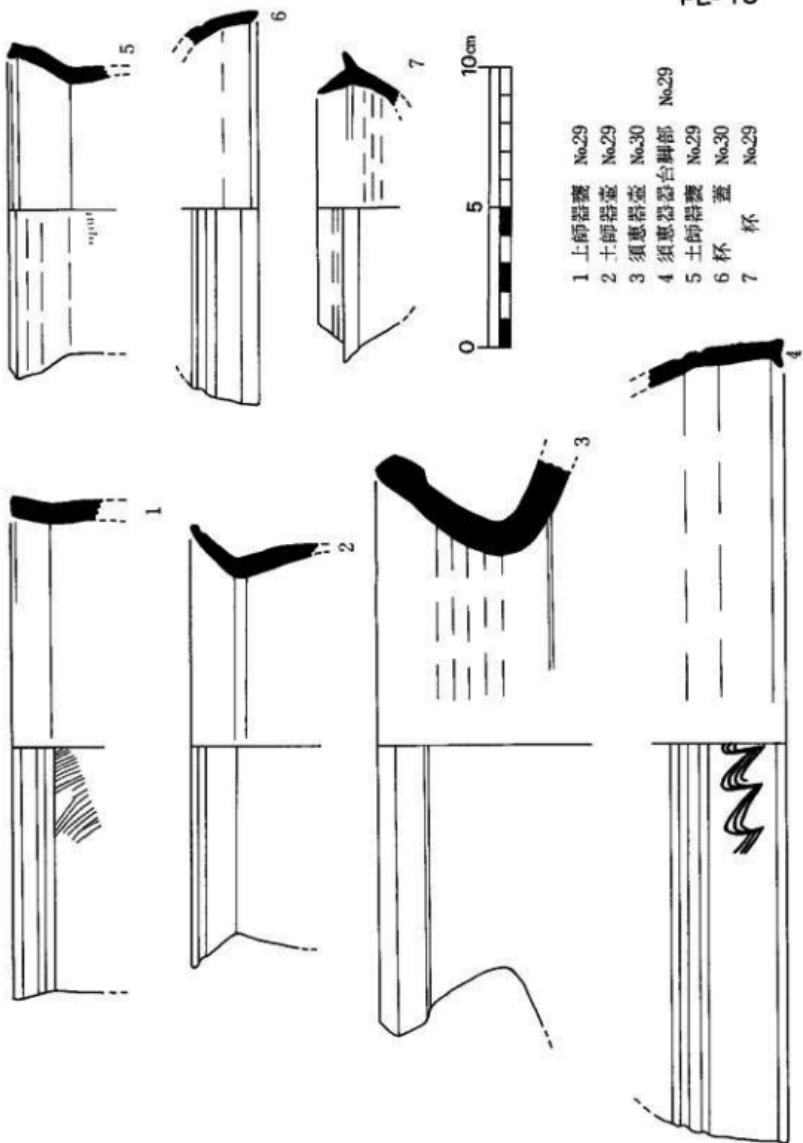


各試掘壤土層断面図

PL-12



各試掘場土層断面図



出土土器実測図



